

事務連絡
平成26年11月12日

重要インフラ所管省庁 御中

内閣官房情報セキュリティセンター

サイバーセキュリティ基本法の公布について（通知）

このたび、第187回国会（臨時会）において、サイバーセキュリティ基本法（以下「法」という。）が成立し、平成26年11月12日に、平成26年法律第104号として公布されました。

この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用の進展に伴って世界的規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化その他の内外の諸情勢の変化に伴い、情報の自由な流通を確保しつつ、サイバーセキュリティの確保を図ることが喫緊の課題となっている状況に鑑み、我が国のサイバーセキュリティに関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びにサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置すること等により、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）と相まって、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るとともに、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とするものであり、公布の日（ただし、第2章（サイバーセキュリティ戦略）及び第4章（サイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。））については、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）から施行することとされております。

今回公布された法においては、地方公共団体及び重要社会基盤事業者（国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業を行う者をいう（法第3条参照）。以下同じ。）の責務をそれぞれ規定しているほか（法第5条及び第6条）、国は、重要社会基盤事業者等（重要社会基盤事業者及びその組織する団体並びに地方公共団体をいう（法第12

条第2項第3号参照)。いわゆる「重要インフラ事業者等」のこと。)のサイバーセキュリティに関し、基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとされております(法第14条)。

また、地方公共団体に関して、本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるとされているほか(法第31条)、地方公共団体は、施策の策定又は実施のために必要があると認めるときは、本部に対し、情報の提供その他の協力を求めることができるとされ、本部は、その協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めるものとするものとされております(第32条)。

なお、この法については、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会においてそれぞれ附帯決議が付されております。

内閣官房においては、今後、法に基づき、サイバーセキュリティ戦略の推進をはじめとして、サイバーセキュリティの確保を一層推進してまいります。

各省庁においては、法の意義を御理解の上、サイバーセキュリティの確保に取り組むに当たって格別の御協力を賜るとともに、所管の重要インフラ事業者等に対して、周知方お願いします。

(添付資料)

別添1 サイバーセキュリティ基本法(概要)

別添2 サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号)

別添3 サイバーセキュリティの確保に関する件(衆議院内閣委員会)

別添4 サイバーセキュリティ基本法に関する附帯決議(参議院内閣委員会)